

相続手続きのご案内

被相続人さま（亡くなられた方）には、永年にわたりお取引を賜り誠にありがとうございました。ご親族のみなさまには謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

このご案内では、被相続人さま（亡くなられた方）のご預金等の取扱いや、お客さま（相続人さま、受遺者さま*など）にご用意いただく書類につきまして説明しています。ご不明な点、ご要望などがございましたら、遠慮なくご相談くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

※受遺者：遺言書で被相続人さまのご預金等の承継を指定された方

❖❖ ご相談窓口 ❖❖

店 名：

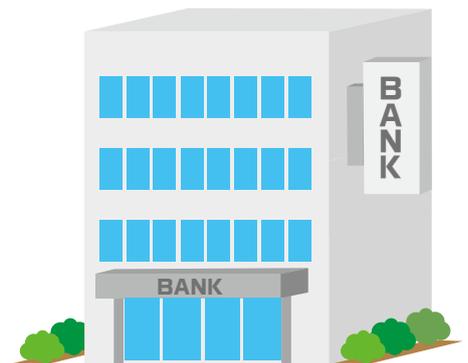
担当者名：

電話番号：

案件番号：

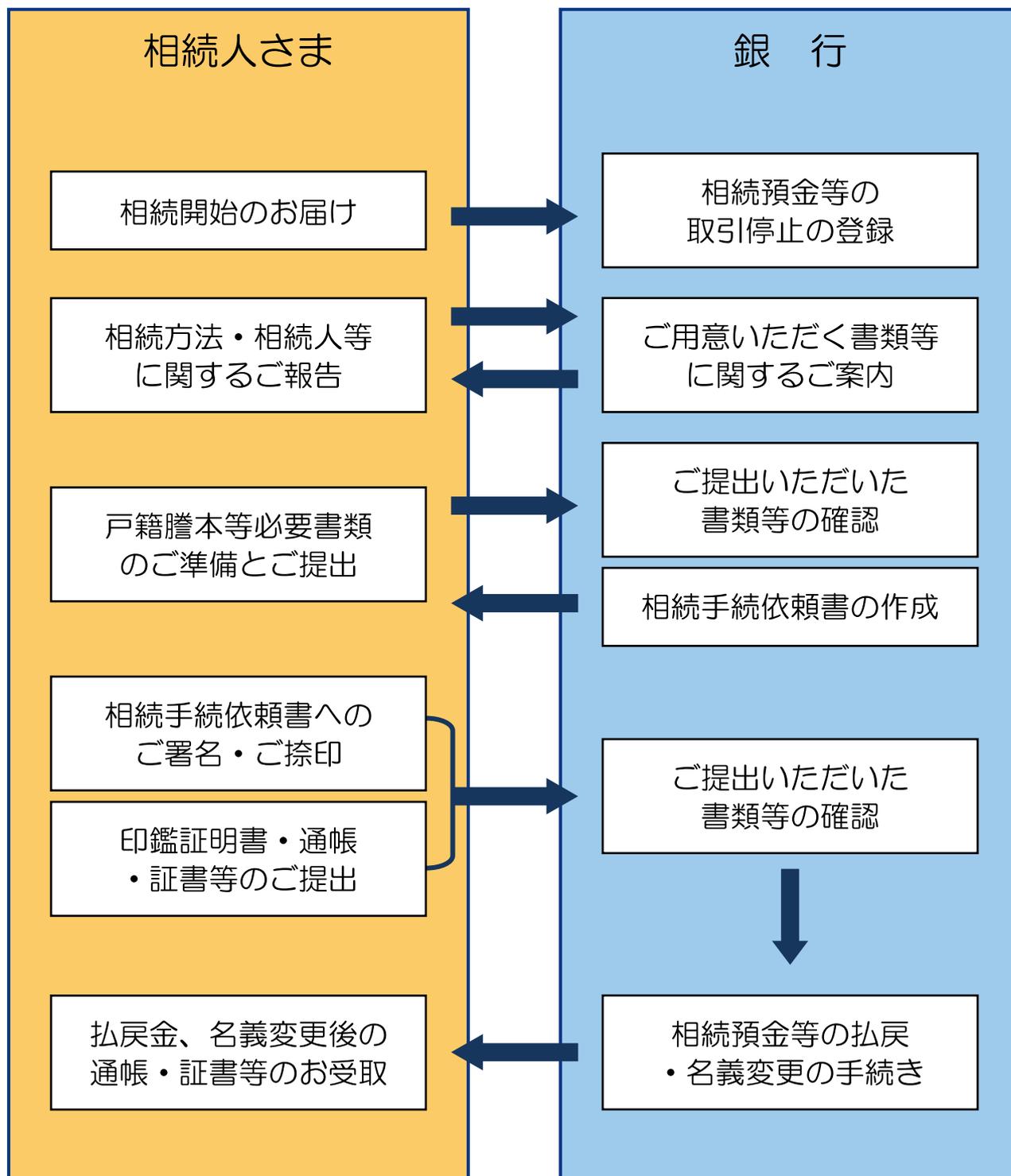
株式会社 **福井銀行**

相 続 手 続 の 流 れ	…	1 ページ
相 続 開 始 後 の お 取 引	…	2 ページ
相 続 方 法	…	4 ページ
相 続 人 さ ま の 確 認	…	5 ページ
ご 用 意 い た だ く 書 類 等 に つ い て	…	6 ページ
戸 籍 謄 本	…	8 ページ
こ ん な と き に は ・ ・ ・ ?	…	10 ページ



1. 相続手続の流れ

お手続きの流れについては、以下のとおりです。



ご提出いただいた書類、資料をもとに銀行内の各種手続きを行いますのでお時間を頂戴することになります。

2. 相続開始後のお取引

被相続人さま(亡くなられた方)のご預金等は、相続の発生と同時に相続人さま全員の共有財産となるため、相続手続きが完了するまでの間、ご預金等のお引出し・ご入金などのお取扱いを停止させていただきます。

また、被相続人さま(亡くなられた方)のお口座は次のようにお取扱いさせていただきます。

預金口座共通のお取扱い

- ❖ ご入金、ご出金、自動継続(定期預金)のお取扱いはできません。
- ❖ 公共料金、クレジットカード等の各種口座振替は停止します。
クレジットカードのキャッシングやショッピングの残高がある場合には、別途お手続きが必要となります。
公共料金等の口座振替は別途、解約・変更等のお手続きが必要となります。
- ❖ 振込によるご入金については、先方の銀行に連絡のうえ、振込依頼人のご指示によりお取扱いいたします。
- ❖ 家賃等の振込入金がある場合は入金指定口座の変更手続きをお願いします。

総合口座のお取扱い

- ❖ 新たな貸越取引は中止します。
- ❖ 貸越金が生じている場合は、総合口座定期預金を払戻し、貸越元金および貸越利息に充当します。
- ❖ 貸越元金および貸越利息に充当後の総合口座定期預金残額は、普通預金へ入金します。

当座預金のお取扱い

- ❖ 当座勘定規定にもとづき解約させていただきます。
- ❖ 未使用の手形・小切手は当行へお持ちください。
- ❖ 生前振出の手形・小切手がある場合は、お申し出ください。

外貨預金のお取扱い

- ❖ 外貨預金の換算相場は、解約日の所定の為替相場を適用します。
- ❖ 解約は為替相場の変動により、元本割れをする場合もありますのでご注意ください。
- ❖ 外貨で相続を行う場合、相続人さまによる新たな外貨預金の契約が必要となる場合があります。
- ❖ お預け入れの商品によっては、中途解約手数料等の費用が発生したり、お手続きに日数を要する場合があります。

貸金庫のお取扱い

- ❖ 開扉のお取扱いは中止します。(代理人さまが任命されている場合も同様です)
- ❖ 開扉、内容物のお引き渡し等にあたっては、相続関係者さま全員によるお手続きが必要となりますので、お取引店にお申し出ください。
- ❖ 相続手続き完了時に開扉、内容物のお引き渡しを行います。

融資・ローン等のお取扱い

- ❖ 被相続人さま（亡くなられた方）とご融資取引（カードローンを含みます）がある場合やご融資取引の保証人になられている場合は、別途、お手続きが必要となりますのでお早めにご相談ください。

❖ 各種お取引の相続手続方法

被相続人さま（亡くなられた方）とのお取引については、相続人さまへの払戻（解約）、名義変更のお手続きをお願いします。お取引種類ごとの相続手続方法は以下のとおりです。

お取引種類	払戻(解約)	名義変更	お取引種類	払戻(解約)	名義変更
当座預金	○	×	財形預金	○	×
普通預金・貯蓄預金	○	×	外貨普通預金	○	×
納税準備預金	○	×	外貨定期預金 ※	○	○
通知預金・定期預金	○	×	金保護預り（金証書）※	○	○
ベストワン・定期積金	○	×	貸金庫・簡易保護箱契約	○	×

※ 承継される相続人さまのご来店によるお手続きをお願いさせていただきます。

相続手続きされる方が相続財産清算人さま、遺言執行者さま、相続人の代理人さま等の場合は、解約のみのお取扱いとさせていただきます。（承継される相続人さまがご来店いただける場合は名義変更もお取扱いさせていただきます）

3. 相続方法

相続には「法定相続」と「遺言相続」の2つの方法があります。

法定相続

被相続人(亡くなられた方)の財産を相続できる人は、民法で定められています。民法に沿った方法で相続をすることを法定相続といいます。相続できる人(法定相続人)と順位、法定相続分は以下のとおりになっています。

順位等	法定相続人	説明
常に相続人	配偶者	離婚した夫や妻、内縁関係の夫や妻は相続人とはなりません。
第1順位	子 (養子を含む)	子が亡くなっている場合は、その子(被相続人さまの孫)が相続人となります。
第2順位	直系尊属 (父母、祖父母)	第1順位の相続人がいない場合、相続人となります。父母の双方または一方がいる場合は、祖父母は相続人とはなりません。
第3順位	兄弟姉妹	第1順位および第2順位の相続人がいない場合、相続人となります。兄弟姉妹が亡くなっている場合は、その子(被相続人さまの甥や姪)が相続人となります。

※「養子」とは、被相続人(亡くなられた方)と養子縁組を行い、戸籍上被相続人の養子となっている方のことです。

相続人の組み合わせ	配偶者の法定相続分	配偶者以外の法定相続分	備考
配偶者と子	2分の1	2分の1	配偶者以外の相続人が複数の場合は、「配偶者以外の法定相続分」を人数で分割します。
配偶者と直系尊属	3分の2	3分の1	
配偶者と兄弟姉妹	4分の3	4分の1	

遺言相続

民法で定めた法定相続での分割とは異なり、家族やそれぞれの事情に合わせた遺産配分を望む場合に有効な制度が「遺言制度」です。おもな遺言の方法は以下のとおりです。

公正証書遺言	証人2名以上の立会いのもとで、遺言者の口述を公証人に作成してもらい、それぞれの人が署名・捺印したものです。
自筆証書遺言	遺言者が自分で遺言の内容、日付および氏名を書き、捺印したものです。(自宅等で保管) ※但し、財産目録は自書不要
遺言書情報証明書	自筆証書遺言に代わるものです。(法務局にて保管)
秘密証書遺言	遺言書の内容を秘密にするために、封を施された遺言書の封筒の中に遺言書が入っていることを、証人2名以上立会いのもとで公証人に証明してもらったものです。

4. 相続人さまの確認

相続人さまのご確認に際し、以下の確認表をご利用ください。

相続人確認表

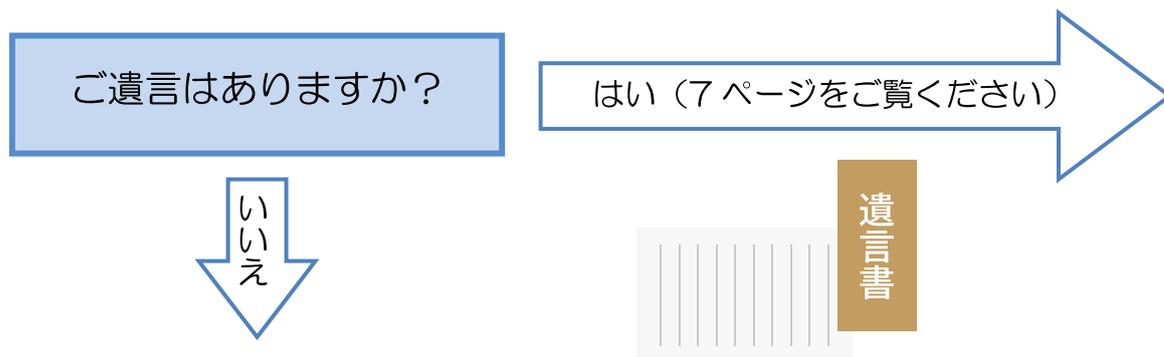
祖父	祖母	祖父	祖母								
父		母									
兄弟姉妹		兄弟姉妹		兄弟姉妹		兄弟姉妹					
配偶者		被相続人 (亡くなられた方)		甥・姪		甥・姪		甥・姪		甥・姪	
子		子		子		子		子			
孫		孫		孫		孫		孫		孫	



5. ご用意いただく書類等について

相続手続きに必要な書類等は相続方法ごとに異なりますので、以下を参考にご用意願います。

相続の内容によって、ご用意いただく書類が異なる場合があります。



相続人さま全員によるお手続きの場合（遺産分割協議書等がない場合）

ご用意いただく書類等	備考
戸籍（除籍）謄本	どなたが法定相続人さまであるかを確認できるものすべて（10ヵ月以内のものをご用意ください）（詳しくは8～9ページをご覧ください）
印鑑証明書	3ヵ月以内のものをご用意ください。 法定相続人さま全員の印鑑証明書をご用意ください。
相続手続依頼書（兼領収書）	当行所定の書式をお渡しします。 法定相続人さま全員がご署名ご捺印してください。
通帳または証書 キャッシュカード等	被相続人さま（亡くなられた方）の名義のもの 紛失物がある場合は、その旨お申し出ください。

遺産分割協議書がある場合

ご用意いただく書類等	備考
遺産分割協議書（原本）	遺産分割協議書原本（全員の印鑑証明書添付要）をご用意ください。遺産分割協議書原本は、当行でコピー後返戻いたします。
戸籍（除籍）謄本	どなたが法定相続人さまであるかを確認できるものすべて（10ヵ月以内のものをご用意ください）（詳しくは8～9ページをご覧ください）
印鑑証明書	3ヵ月以内のものをご用意ください。 当行の相続預金等を相続する方の印鑑証明書をご用意ください。
相続手続依頼書（兼領収書）	当行所定の書式をお渡しします。 当行の相続預金等を相続する方がご署名ご捺印してください。
通帳または証書 キャッシュカード等	被相続人さま（亡くなられた方）の名義のもの 紛失物がある場合は、その旨お申し出ください。

「戸籍謄本」は本籍地の市(区)町村役場で、
「印鑑証明書」は住所地の市(区)町村役場で交付を受けてください。

遺言書がある場合

ご用意いただく書類等	備考
公正証書遺言 (正本または謄本)	公証人役場で発行された公正証書遺言(正本または謄本)をご用意ください。 ※公正証書遺言(正本または謄本)は、当行でコピー後返戻いたします。
遺言書(検認証明付)の原本	自筆証書遺言(秘密証書遺言)がある場合は、遺言書の原本をご用意ください。 ※遺言書原本は、当行でコピー後返戻いたします。 ※家庭裁判所の検認を受けていない遺言書でのお取扱いはできません。
遺言書情報証明書	法務局(遺言書保管所)で発行された遺言書情報証明書をご用意ください。 ※遺言書情報証明書は、当行でコピー後返戻いたします。 ※家庭裁判所の検認手続きは不要です。
戸籍(除籍)謄本	被相続人さま(亡くなられた方)の死亡が確認できる戸籍(除籍)謄(抄)本(10ヵ月以内のものをご用意ください)
印鑑証明書	3ヵ月以内のものをご用意ください。 当行の相続預金等の受遺者の方の印鑑証明書をご用意ください。 (遺言執行者が指定(選任)されている場合は、遺言執行者の方も印鑑証明書をご用意ください)
遺言執行者選任審判書謄本	家庭裁判所で発行された遺言執行者選任審判書謄本をご用意ください。遺言執行者選任審判書謄本は、当行でコピー後返戻いたします。 ※家庭裁判所にて遺言執行者が選任されていない場合は不要です。
相続手続依頼書(兼領収書)	当行所定の書式をお渡しします。 当行の相続預金等の受遺者の方がご署名ご捺印してください。 ※遺言執行者が指定(選任)されている場合は、遺言執行者の方のみのご署名ご捺印でのお手続きが可能です。(その際は、遺言執行者以外の受遺者全員の戸籍謄本または印鑑証明書等をご用意ください)
通帳または証書 キャッシュカード等	被相続人さま(亡くなられた方)の名義のもの 紛失物がある場合は、その旨お申し出ください。

【用語解説】

除籍謄本	ある戸籍に記載されている人全員が婚姻や死亡によって戸籍から除かれ、結果として誰もいなくなった戸籍の写しを除籍謄本といいます。
受遺者	遺言により財産を受け取る人のことをいいます。法定相続人以外の方でも遺言により受遺者に指定される場合があります。
遺言執行者	遺言の内容を実現するために必要な一切の行為を行う人です。「遺言で指定される場合」、「遺言で指定を委託された者から指定される場合」、「家庭裁判所で選任される場合」の3つがあります。

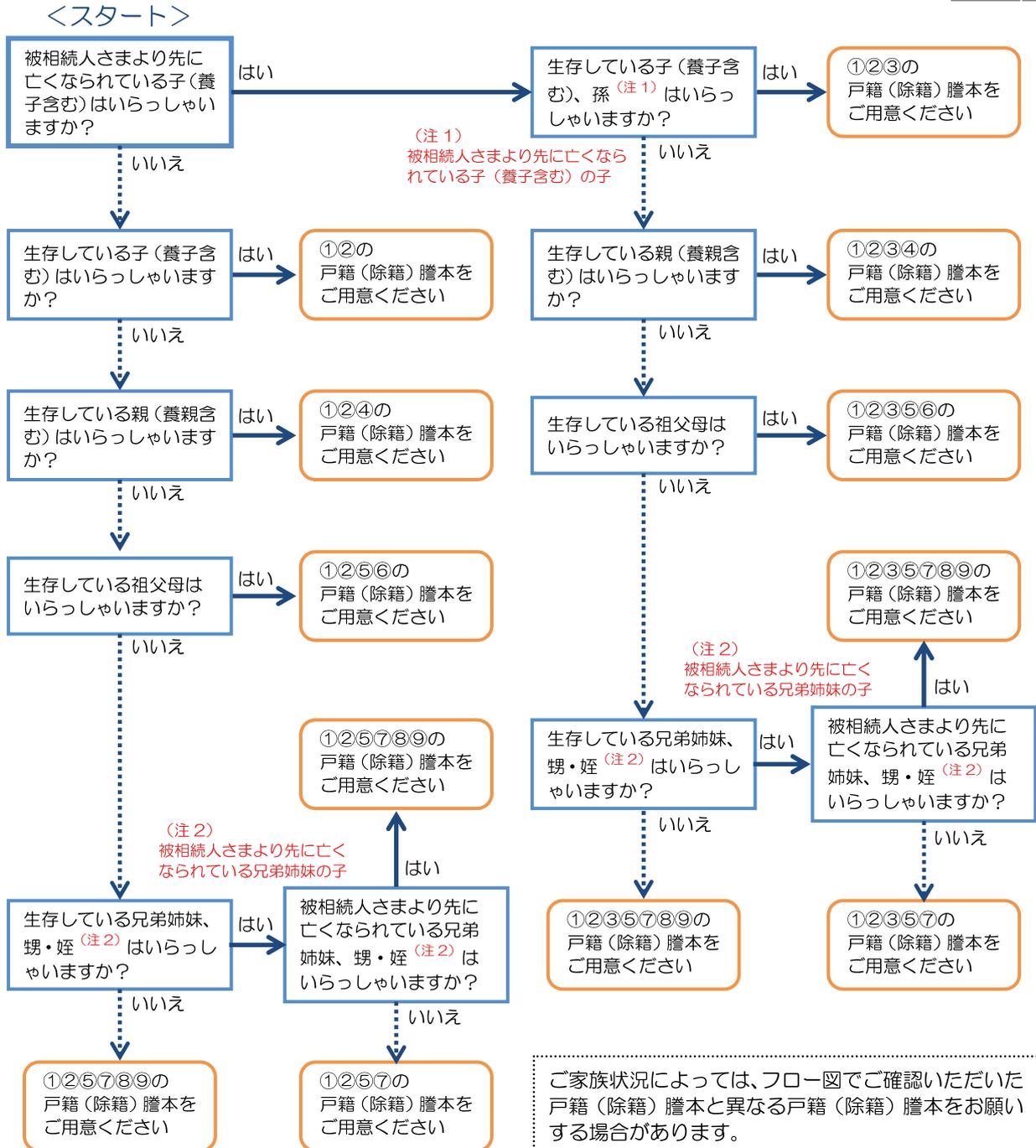
6. 戸籍謄本

被相続人さま(亡くなられた方)の相続預金等のお支払(名義変更)等のお手続きにあたり、どなたが法定相続人さまであるかを確認させていただいております。「法定相続人」の範囲等については4ページをご覧ください

ご用意いただく戸籍(除籍)謄本を、以下のフロー図でご確認ください。

(①～⑨の戸籍(除籍)謄本については、9ページをご覧ください)

※フロー図は、被相続人さま(亡くなられた方)が亡くなられた時点のご家族状況でお進みください。
 ※フロー図の中の子、親、祖父母、兄弟姉妹、甥・姪とは、被相続人さま(亡くなられた方)との続柄です。



※「養子」「養親」とは、養子縁組を行い、戸籍上「養子」「養親」となっている方のことです。

【ご用意いただく戸籍（除籍）謄本】

- ① 被相続人さまのお生まれのときからお亡くなりになるまで続いているすべての戸籍（除籍）謄本
- ② 相続人さまの戸籍謄（抄）本
（被相続人さまに関する戸籍謄本で確認できる場合は不要です）
- ③ 被相続人さまより先に亡くなられている子（養子を含む）のお生まれのときからお亡くなりになるまで続いているすべての戸籍（除籍）謄本
- ④ 被相続人さまの親（養親を含む）のいずれかの方が被相続人さまより先にお亡くなりになっている場合、その方がお亡くなりになっていることが確認できる戸籍（除籍）謄本
- ⑤ 被相続人さまより先に亡くなられている親（養親を含む）全員のお生まれのときからお亡くなりになるまで続いているすべての戸籍（除籍）謄本
- ⑥ 被相続人さまの祖父母のいずれかの方が被相続人さまより先にお亡くなりになっている場合、その方がお亡くなりになっていることが確認できる戸籍（除籍）謄本
- ⑦ 被相続人さまの祖父母全員が、被相続人さまより先にお亡くなりになっていることが確認できる戸籍（除籍）謄本
- ⑧ 被相続人さまより先に亡くなられている兄弟姉妹のお生まれのときからお亡くなりになるまで続いているすべての戸籍（除籍）謄本
- ⑨ 被相続人さまの甥・姪が、被相続人さまより先にお亡くなりになっていることが確認できる戸籍（除籍）謄本

戸籍（除籍）謄本に代えて、法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、被相続人さまが亡くなられたことおよび相続人さまを確認させていただくための戸籍謄本のご提出は不要です。

「法定相続情報一覧図」の取得方法等については、法務省・法務局のホームページをご参照ください。

❖ お生まれのときからお亡くなりになるまで続いている戸籍謄本とは

お生まれのときから亡くなられるまでに、戸籍が新しく作られる（編成される）場合があります。新しく戸籍が作られる（編成される）のは、法令にもとづく「戸籍の改製」、「同一市（区）町村以外への転籍」および「婚姻等」があった場合などです。

このような場合は、現在の戸籍（除籍）謄本に加え、以下の戸籍（除籍）謄本もご用意願います。

戸籍の改製があった場合	改製原戸籍（改製される前の戸籍）の謄本
同一市（区）町村以外への転籍があった場合	転籍前の戸籍（除籍）謄本
婚姻等があった場合	婚姻等の前の戸籍（除籍）謄本

❖❖ 本籍地が遠方のときは ❖❖

郵送で戸籍謄本の交付を受けることができます。

請求方法については、事前に当該市（区）町村役場にご確認ください。

7. こんなときには・・・？

相続人さまが未成年の場合は？

❖ 親権者と利益相反する場合

(例：お父さんが亡くなって、お母さんと子どもが相続する場合)

家庭裁判所で特別代理人を選任し、特別代理人が未成年に代って相続手続きを行います。

《特別代理人選任方法》

親権者が未成年者の住所地管轄の家庭裁判所に申請します。

未成年者が複数の場合は、それぞれの相続人に異なる特別代理人が必要となります。

❖ 親権者と利益相反しない場合

(例：お父さんの代襲相続として子どもが相続する場合)

親権者が代理人となり、当該代理人が相続手続きを行います。

❖ 署名について

いずれの場合も、未成年に代って特別代理人または代理人が署名・捺印し意思表示します。下記事例をご参照ください。

《相続手続依頼書記入事例》

※親権者と利益相反し、特別代理人が未成年に代って相続手続きをする場合

おところ	□□□市□□□1-2-3	
	相続人 ○○ ○○	
おなまえ	特別代理人印鑑証明書に記載の住所	Ⓜ
	特別代理人 △△ △△	
捺 印	特別代理人の実印	

※親権者が代理人となり、相続手続きをする場合

おところ	親権者の印鑑証明書に記載の住所	
	相続人 ○○ ○○	
おなまえ	親権者 ○○ ×××	Ⓜ
捺 印	親権者の実印	

※未成年後見人が相続手続きをする場合

おところ	□□□市□□□1-2-3	
	相続人 ○○ ○○	
おなまえ	未成年後見人印鑑証明書に記載の住所	Ⓜ
	未成年後見人 △△ △△	
捺 印	未成年後見人の実印	

ご用意いただく書類

- ・特別代理人または親権者の方の印鑑証明書
- ・特別代理人選任審判書謄本（特別代理人の方）
- ・未成年後見人の記載のある戸籍謄本（未成年後見人の場合）

※ 外貨預金については、解約のみのお取扱いとさせていただきます。（名義変更はお取扱いしておりません）

相続人さまが署名・捺印できない場合は？

- ❖ 相続人さまのお身体が不自由なために署名・捺印が困難な場合は、相続人さまのご意思を確認させていただいたうえで、ご家族の方などに「相続手続依頼書（兼領収書）」へ記名・捺印を行っていただきます。詳しくは窓口にご相談ください。



相続人さまの判断能力が不十分な場合は？

- ❖ 家庭裁判所で成年後見制度の利用手続きを行ってください。
相続人さまの判断能力が不十分な場合（認知症など）は、家庭裁判所で後見人を選任していただき、後見人になられた方が手続きを行ってください。ただし、後見人も相続人である場合は利益相反となるため特別代理人を選任する必要があります。

❖ 署名について

成年後見人等の方が、署名・捺印してください。

おところ	□□□市□□□1-2-3 相続人 ○○ ○○
おなまえ	成年後見人印鑑証明書に記載の住所 成年後見人（または保佐人・補助人）△△ △△ 
捺 印	成年後見人（または保佐人・補助人）の実印

ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none">・後見人（または保佐人・補助人）の方の印鑑証明書・登記事項証明書
-----------	---

※ 外貨預金については、解約のみのお取扱いとさせていただきます。（名義変更はお取扱いしておりません）

相続人さまが海外居住の場合は？

- ❖ 相続人さまの一人が海外に居られ、日本の住民票登録をすでに抹消している場合、日本で印鑑証明書が取得できません。
居住地にある日本大使館や領事館で印鑑証明書の代わりに「サイン証明書（署名証明書）」、「住民票」の代わりに「居住証明書」の交付を受け、ご提出ください。

※ 外貨預金については、解約のみのお取扱いとさせていただきます。（名義変更はお取扱いしておりません）



廃棄等で戸籍謄本が役所に存在しない場合は？

- ❖ 戸籍謄本を役所に請求しても、廃棄や戦災による焼失、消失その他の理由で交付が受けられないことがあります。
その場合には市町村長による「謄本が存在しない（提供できない）」旨の証明書（告知書）の交付を受け、ご提出ください。

相続人がいない場合は？

- ❖ 家庭裁判所で選任された相続財産清算人が手続きを行います。
相続人が誰もいない場合は家庭裁判所で選任された相続財産清算人が相続財産の管理手続きを行い、残った遺産は国庫に帰属します。
家庭裁判所への相続財産清算人の選任請求は、利害関係人が行います。

ご用意いただく書類

- 相続財産清算人の印鑑証明書
- 相続財産清算人選任審判書謄本

相続人さまが相続放棄をされた場合は？

- ❖ 家庭裁判所で相続放棄の手続きを行っている場合
家庭裁判所にて相続放棄を認められた方は、その相続に関して最初から相続人ではなかったものとして取り扱われますので、「相続手続依頼書(兼領収書)」への署名・捺印は不要です。
この場合、相続順位に変更がないか注意する必要があります。

ご用意いただく書類

- 相続放棄申述受理証明書謄本 または
- 相続放棄申述受理通知書（家庭裁判所で交付）

- ❖ 家庭裁判所で相続放棄の手続きを行っていない場合
当行の相続預金等の相続を放棄される方は、「相続分のないことの証明書」(当行所定の用紙)に署名・捺印し、印鑑証明書を添付してご提出ください。
この場合、その相続に関して法定相続人としての地位は残ります。

ご用意いただく書類

- 相続分のないことの証明書
- 印鑑証明書

残高証明書・預金取引明細表が必要な場合は？

- ❖ 発行のお申し出ができる人は、相続人、遺言執行者または受遺者の方とさせていただきます。
 ※残高証明書または預金取引明細表の発行には、当行所定の手数料が必要です。
 ※残高証明書および預金取引明細表は、即日発行できない場合もありますのでご了承ください。
- ❖ 残高証明発行依頼書または預金取引明細表（当行所定の用紙）への署名について相続人、遺言執行者または受遺者の方が、署名・捺印してください。

おとこ	□□□市△△5-6-7 被相続人 ○○ △△△△
おなまえ	□□□市□□□1-2-3 相続人（または遺言執行者等） ○○ ○○ 
捺 印	相続人（または遺言執行者等）の実印

ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者さまが亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本（※） ・発行依頼人さまが相続人であることを確認できる戸籍（除籍）謄本 ・遺言書（遺言執行者・受遺者の場合） ・発行依頼人さまの印鑑証明書と実印 （発行依頼人さまが当行とお取引がある場合は「お届け印」で可）
-----------	---

※「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）での受付も可能です。



- ❖ 相続内容によっては上記に当てはまらない場合があります。担当からのご案内をご確認ください。
- ❖ その他、ご不明な点につきましては、窓口にてお尋ねください。

